子ども・子育て新システム検討会議作業グループ こども指針(仮称)ワーキングチーム(第5回)

資料2

平成23年5月26日

# 家庭・地域との連携、子育て支援について(案)

平成23年5月26日

第5回 こども指針(仮称)ワーキングチーム資料

### 1. 家庭・地域との連携、子育て支援について

(1)家庭・地域との連携、子育て支援について

ア. 現状

### (家庭・地域との連携)

○ <u>家庭・地域との連携</u>については、幼稚園教育要領、保育所保育指針とも、<u>家庭や地域での子どもの生活の連続性を図ること、家庭や地域との連携や協力、地域の資源の積極的な活用が記述されており、おおむね同様の内容が規定されている。

→p2 幼稚園教育要領・保育所保育指針対照表を参照</u>

### (子育て支援)

〇 子育て支援については、<u>幼稚園教育要領</u>では、幼稚園の目的の達成に資するため、幼児の生活全体が豊かなものとなるよう、<u>家庭や地域における幼児期の教育の支援に努める観点から、子育て支援についての記述を大綱的に規定している。保育所保育指針では、保護者に対する支援の基本、保育所に入所している子どもの保護者に関する支援、地域における子育て支援に項目を分けて記述し、子育て支援に関する規定を置いている。</u>

⇒p3~4 幼稚園教育要領·保育所保育指針対照表を参照

## <家庭・地域との連携>

幼稚園教育要領	保育所保育指針
第1章 総 則 第2 教育課程の編成 幼稚園は、家庭との連携を図りながら、この章の第1に示す幼稚園教育の基本に基づいて展開される幼稚園生活を通して、生きる力の基礎を育成するよう学校教育法第23条に規定する幼稚園教育の目標の達成に努めなければならない。	
第3章 指導計画及び教育課程に係る教育時間の終了後等に行う教育活動などの留意事項 第1 指導計画の作成に当たっての留意事項 1 一般的な留意事項 (8) 幼児の生活は、家庭を基盤として地域社会を通じて次第に広がりをもつものであることに留意し、家庭との連携を十分に図るなど、幼稚園における生活が家庭や地域社会と連続性を保ちつつ展開されるようにすること。その際、地域の自然、人材、行事や公共施設などの地域の資源を積極的に活用し、幼児が豊かな生活体験を得られるように工夫すること。また、家庭との連携に当たっては、保護者との情報交換の機会を設けたり、保護者と幼児との活動の機会を設けたりなどすることを通じて、保護者の幼児期の教育に関する理解が深まるよう配慮すること。	第4章 保育の計画及び評価  1 保育の計画 (3) 指導計画の作成上、特に留意すべき事項 オ 家庭及び地域社会との連携 子どもの生活の連続性を踏まえ、家庭及び地域社会と連携して保育 が展開されるよう配慮すること。その際、家庭や地域の機関及び団体 の協力を得て、地域の自然、人材、行事、施設等の資源を積極的に活 用し、豊かな生活体験を始め保育内容の充実が図られるよう配慮する こと。

### <子育て支援(1/2)>

#### 幼稚園教育要領

#### 第6章 保護者に対する支援

#### 第1章 総 則

#### 第3 教育課程に係る教育時間の終了後等に行う教育活動など

幼稚園は、地域の実態や保護者の要請により教育課程に係る教育時間の終了後等に希望する者を対象に行う教育活動について、学校教育法第22条及び第23条並びにこの章の第1に示す幼稚園教育の基本を踏まえ実施すること。また、幼稚園の目的の達成に資するため、幼児の生活全体が豊かなものとなるよう家庭や地域における幼児期の教育の支援に努めめること。

第3章 指導計画及び教育課程に係る教育時間の終了後等に行う教育活動 などの留意事項

#### 第1 指導計画の作成に当たっての留意事項

#### 1 一般的な留意事項

(8) 幼児の生活は、家庭を基盤として地域社会を通じて次第に広がりをもつものであることに留意し、家庭との連携を十分に図るなど、幼稚園における生活が家庭や地域社会と連続性を保ちつつ展開されるようにすること。その際、地域の自然、人材、行事や公共施設などの地域の資源を積極的に活用し、幼児が豊かな生活体験を得られるように工夫すること。また、家庭との連携に当たっては、保護者との情報交換の機会を設けたり、保護者と幼児との活動の機会を設けたりなどすることを通じて、保護者の幼児期の教育に関する理解が深まるよう配慮すること。

#### 第2 教育課程に係る教育時間の終了後等に行う教育活動などの留意事 項

2 幼稚園の運営に当たっては、子育ての支援のために保護者や地域の人々に機能や施設を開放して、園内体制の整備や関係機関との連携及び協力に配慮しつつ、幼児期の教育に関する相談に応じたり、情報を提供したり、幼児と保護者との登園を受け入れたり、保護者同士の交流の機会を提供したりするなど、地域における幼児期の教育のセンターとしての役割を果たすよう努めること。

保育所における保護者への支援は、保育士等の業務であり、その専門性を生かした子育で支援の役割は、特に重要なものである。保育所は、第1章(総則)に示されているように、その特性を生かし、保育所に入所する子どもの保護者に対する支援及び地域の子育て家庭への支援について、職員間の連携を図りながら、次の事項に留意して、積極的に取り組むことが求められる。

保育所保育指針

#### 1 保育所における保護者に対する支援の基本

- (1) 子どもの最善の利益を考慮し、子どもの福祉を重視すること。
- (2) 保護者とともに、子どもの成長の喜びを共有すること。
- (3) 保育に関する知識や技術などの保育士の専門性や、子どもの集団が常に存在する環境など、保育所の特性を生かすこと。
- (4) 一人一人の保護者の状況を踏まえ、子どもと保護者の安定した関係に配慮して、保護者の養育力の向上に資するよう、適切に支援すること。
- (5) 子育て等に関する相談や助言に当たっては、保護者の気持ちを受け 止め、相互の信頼関係を基本に、保護者一人一人の自己決定を尊重す ること。
- (6) 子どもの利益に反しない限りにおいて、保護者や子どものプライバシーの保護、知り得た事項の秘密保持に留意すること。
- (7) 地域の子育て支援に関する資源を積極的に活用すると共に、子育て 支援に関する地域の関係機関、団体等との連携及び協力を図ること。

#### 2 保育所に入所している子どもの保護者に関する支援

- (1) 保育所に入所している子どもの保護者に対する支援は、子どもの保育との密接な関連の中で、子どもの送迎時の対応、相談や助言、連絡や通信、会合や行事など様々な機会を活用して行うこと。
- (2) 保護者に対し、保育所における子どもの様子や日々の保育」の意図などを説明し、保護者との相互理解を図るよう努めること。
- (3) 保育所において、保護者の仕事と子育ての両立等を支援するため、 通常の保育に加えて、保育時間の延長、休日、夜間の保育、病児・病後 児に対する保育など多様な保育を実施する場合には、保護者の状況に配 慮するとともに、子どもの福祉が尊重されるよう努めること。

## <子育て支援(2/2)>

幼稚園教育要領	保育所保育指針
	(4) 子どもに障害や発達上の課題が見られる場合には、市町村や関係機関と連携及び協力を図りつつ、保護者に対する個別の支援を行うよう努めること。 (5) 保護者に育児不安等が見られる場合には、保護者の希望に応じて個別の支援を行うよう努めること。 (6) 保護者に不適切な養育等が疑われる場合には、市町村や関係機関と連携し、要保護児童対策地域協議会で検討するなど適切な対応を図ること。また、虐待が疑われる場合には、速やかに市町村又は児童相談所に通告し、適切な対応を図ること。  3 地域における子育で支援 (1) 保育所は、児童福祉法第48条の3の規定に基づき、その行う保育に支障がない限りにおいて、地域の実情や当該保育所の体制等を踏まえ、次に掲げるような地域の保護者等に対する子育で支援を積極的に行うよう努めること。ア地域の子育ての拠点としての機能 (7) 子育て家庭への保育所機能の解放(施設及び設備の開放、体験保育等) (イ) 子育で等に関する相談や援助の実施 (ウ) 子育で等に関する相談や援助の実施 (ウ) 子育で等に関する相談や援助の実施 (ウ) 子育での拠点としての機能 (フ) 市町村の支援を得て、地域の提供及び交流の促進 (エ) 地域の子育て支援に関する情報の提供 イー時保育 (2) 市町村の支援を得て、地域の関係機関、団体等との積極的な連携及び協力を図るとともに、子育で支援に関わる地域の人材の積極的な活用を図るよう努めること。 (3) 地域の要保護児童への対応など、地域の子どもをめぐる諸課題に対し、要保護児童対策地域協議会など関係機関等と連携、協力して取り組むよう努めること。

### (1)家庭・地域との連携、子育て支援等について

### イ論点

○ 現行の幼稚園教育要領や保育所保育指針の規定を基に、「こども指針(仮 称)」においても、家庭・地域との連携、子育て支援に関する事項を規定することとしてはどうか。

### その際、

- 現行の幼稚園教育要領や保育所保育指針に規定されている事項のほか、「こども指針(仮称)」に盛り込むべき事項として、他にどのような事項が考えられるか。
- 規定に当たっては、<u>地域や施設、子どもの実情に応じた取組が推進されるよう、「こども指針(仮称)」に規定する事項は更に大綱化</u>する方向で検討することとしてはどうか。